

企業・事業所の皆様、災害への備えはできていますか？

# 大規模災害時の 行動ルール・計画策定のすすめ

～従業員・お客様の安全を守るために～

堺市では、二次災害防止のため帰宅困難者対策を推進しています。

大阪府内の帰宅困難者  
約220万～270万人

堺駅  
約2600人

堺東駅  
約3700人

石津川駅  
約1300人

三国ヶ丘駅  
約1000人

中百舌鳥駅  
約2900人

北野田駅  
約300人

堺市内の帰宅困難者  
約1万3千人

泉ヶ丘駅  
約1000人

堺市内の徒歩帰宅者  
約32万人



# 大規模災害による二次災害から従業員やお客様の命・安全を

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、日本全国に大きな被害を与えました。首都圏では、鉄道等を使って通勤・通学している人々は、公共交通機関の運休等により帰宅手段が閉ざされ、約515万人（内閣府推計）もの人が帰宅できない状況になりました。

このような帰宅困難者の発生を抑制し、大規模災害発災後の混乱による二次災害を発生させないことが重要です。自社等の防災体制・帰宅困難者対策をチェックし、従業員・お客様の安全を確保する取組を進めましょう。

## Check 1 発災直後の行動のルールを決めていますか？従業員に周知していますか？

1

「むやみに移動しない」「施設内待機」が基本です。

大規模地震の発生により公共交通機関が広範囲に運行を停止した際には、むやみに移動せず、企業・事業所に出勤し待機するなど、施設内にとどまってください。

企業・事業所が、災害時に従業員等のとるべき行動の基本ルールを「出勤時」「就業中」「帰宅時」の3つの時間帯別に策定し、従業員等に周知・徹底しておきましょう。

※平成30年6月18日の大阪北部地震では、出勤時間帯に発生したことから、従業員等を自宅待機させる企業等があった一方、出社か自宅待機の判断を従業員等に任せたり、社内ルールの周知が不十分で混乱を生じたなど、様々な対応がありました。

**地震火災や津波、施設が倒壊する恐れがあるなど、避難が必要な場合は速やかに安全な場所に徒歩で移動してください。**

## Check 2 建物の耐震性は大丈夫ですか？施設内の安全は確保できますか？

2

施設の安全を確認し、従業員や利用者等を安全なスペースに誘導します。平常時から建物の耐震性を確認し、施設内の家具類の転倒・落下・移動防止対策、窓ガラスなどの飛散防止対策などを実施しましょう。



## Check 3 安全確保・避難誘導などの計画・マニュアルを作っていますか？

3

発災後の従業員等の安全確保や避難誘導に関する手順や体制を示したマニュアルの整備が必要です。建物内の安全点検には「緊急点検チェックシート」(\*)が役に立ちます。作成しておきましょう。

※「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」(H27.2内閣府)

### 発災後の主な取組

- 施設の安全確認
- 施設周辺の安全確認と従業員等の安否確認
- 来所者の安全確保、待機場所への誘導
- 施設内に待機できない場合には近隣の避難施設への誘導
- 災害関連情報等の入手
- 従業員等との情報共有



## Check 4 従業員の安否確認や連絡方法を決めていますか？

4

企業・事業所では、外出や通勤途中の従業員等の安否確認の体制を整え、複数の手段をあらかじめ設定することが望まれます。従業員との安否確認の方法を決め周知しておきましょう。

### ※風水害時の公共交通機関の計画運休への対応

台風接近時や大雨などに対応するため公共交通機関では利用者の安全確保のため、危険が迫る前に計画的に運休を実施します。

出社時間の繰り下げや退社時間の繰り上げなど、柔軟な対応ができるよう基準等を定め、従業員等に周知しておくことも必要です。



# 守るために、自社の帰宅困難者対策をチェックしましょう。

## Check 5 企業内で必要な備蓄をしていますか？停電に備えていますか？

5

施設内に待機をさせる従業員等のために、最低「3日分」の食糧・飲料水等の備蓄が必要です。来社中の顧客・取引先の方など施設利用者ために、10%程度余分に備蓄する取組を進めましょう。また、停電時に備えて、非常用電源等の整備を進めましょう。

### 3日分の備蓄量の目安

- 水は、1人当たり1日3リットル、合計9リットル
- 主食は、1人当たり1日3食、合計9食
- 毛布は、1人当たり1枚
- その他の品目は、物資ごとに必要量を算定



## Check 6 家族との安否確認の方法を決めておくよう、社内で周知していますか？

6

従業員等が「家族の無事」や「自身の無事を家族に知らせる」など、家族間の安否確認ができれば、一斉帰宅の抑制等につながります。日常から家族等と互いの安否確認の方法を決めておくよう、従業員等には周知しておきましょう。



※災害時には、携帯電話など通信手段がつながりにくなります。様々な手段を確認しましょう。

- 171 (災害用伝言ダイヤル)の活用
- 携帯電話災害用伝言板の活用
- web171 (災害用伝言板)の活用
- SNS (FacebookやTwitterなど)の活用
- Googleパーソンファインダーへの登録
- 「J-ampi」(安否情報まとめて検索)の利用



## Check 7 混乱収拾後の帰宅ルールを決めていますか？

7

救命・救助活動や火災が落ち着き、道路渋滞なども解消されるなど、徒歩帰宅が可能になった場合にも一斉に帰宅を開始すると、やはり混乱に陥ってしまいます。

混乱収拾後は自転車による帰宅も有効です。平素から健康増進にも役立つ自転車通勤を推奨しましょう。

### ※「帰宅ルール」策定時のポイント

- 平常時から従業員等の居住地や家庭事情等の把握に努め、帰宅開始の順序等をあらかじめ定めます。
- 帰宅する方面等で、安全に帰宅するための班編成や順序を考慮しましょう。
- 安全に帰宅したことをメールなどの方法で確認できるようにしましょう。
- 帰宅時だけでなく通勤・通学時のルールを合わせて作成しましょう。

## Check 8 防災訓練などを実施していますか？

8

大規模地震等を想定した訓練はとても重要です。定期的に業務継続計画 (BCP) や帰宅困難者対策に関する訓練を行い、従業員等の安全確保、安否確認が計画通りに行えるか検証し、改善を進めましょう。

徒歩帰宅訓練は、参加者が実際に徒歩帰宅することにより、自宅までの経路、途中の災害時帰宅支援ステーションの確認など災害への備えを意識する契機になります。

### 徒歩帰宅訓練

参加者は、徒歩帰宅訓練で次のことを確認します。

- スニーカー・非常食・ラジオなどの必要な防災グッズの確認
- 自分用の帰宅地図を作製し、帰宅経路の想定、大規模地震発生時の危険箇所の想定、災害時帰宅支援ステーションの所在、帰宅断念時の近隣の一時滞在施設の位置など

# 互いに助け合う「共助」の取組の推進にご協力をお願いします。

企業や事業所・学校ならではの特徴を生かして、経営資源である「組織力」「資材力」「技術力」などを有効に活用して、それぞれの地域の応急活動や復旧・復興活動へのご協力・貢献をお願いします。

## □ 要配慮者・避難行動要支援者

要配慮者は、災害時に限定せず「特に配慮を要する者」を指し、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等です。また、避難行動要支援者とは、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な人で迅速な避難をするためには支援が必要な方です。

従業員等で配慮を要する方の他、施設利用者や地域からの避難者など「困っている人には声をかける」「必要な支援を行う」など、災害時に要配慮者を受け入れる体制づくりをお願いします。

### 【ヘルプマーク】

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマーク。



### 【ヘルプカード】

障害のある方が、緊急時や災害時などに周囲に支援を求めるためのカード。普段から身につけておき、困ったときに周囲に提示することによって、必要な支援を受けることができる。



## □ 地域防災活動への参画

堺市では、小学校区ごとに自主防災組織が活動しています。

地域防災力の向上には多様な主体が参画することが重要で、企業等の皆様には、平素から地域の防災活動に積極的に参加し、災害時に地域と連携して災害対応や復興活動にご協力いただくなど、地域防災活動への参画をお願いします。

## □ 大規模集客施設等における利用者保護

大規模な集客施設や駅等では、利用者を施設内の安全な場で滞在させる等の対策が必要です。

施設以外からの帰宅困難者も排除せずに、可能な限り施設内へ受け入れるよう対策を講じてください。

建物が被災し施設内の安全が確保できない場合などは、利用者を近隣の一時滞在施設等に誘導してください。

## □ 災害時帰宅支援ステーション

災害時の徒歩帰宅を支援するために、可能な範囲で水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する施設のことです。

関西広域連合としてコンビニエンスストアや外食事業者等との協定締結を進めています。(平成30年2月末現在 24社11,799店舗 関西広域連合域)

※各店舗には、共通ステッカーを貼付しています⇒



## □ 「一時滞在施設」の確保

一時滞在施設とは、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設です。

堺市では、市内企業等と一時滞在施設に関する協定を締結し、一時滞在施設を確保する取組を推進しています。ご協力いただける企業・事業所の方は、お問い合わせください。

### 【一時滞在施設の役割】

施設の管理者として、災害発生時の状況に応じて支援します。

- 帰宅困難者の受入れ（スペースの確保）
- 水や食料、毛布などの支援物資の提供・配布
- トイレやごみの処理等の衛生管理
- 災害情報や道路・公共交通機関の状況などの情報収集と滞在者への情報提供

※支援する際、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、女性、外国人等への配慮が必要です。

### 【問合せ先】堺市危機管理室

〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号 電話 072(228)7605 FAX 072(222)7339  
E-mail: kikan@city.sakai.lg.jp

【配架資料番号】1-16-19-0041